

(表)

様式第1号(第4条関係)

本人通知制度登録申請書

年 月 日

(宛先) 箕面市長

申 込 者	住 所	〒	—
	氏 名		
	連 絡 先		
申込者の区分	1 本人 2 法定代理人 3 代理人		

箕面市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請者の氏名(住民票の写し等に記載のある者)	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
住 所			
本 籍		筆頭者	
連 絡 先			

法定代理人が申請する場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人		
氏 名	フリガナ		
住 所	〒		
連 絡 先			

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要な事項を記入し、該当するものに○印をつけてください。

注3 次の書類を提出し、又は提示してください。

- ・ あなたが本人であることを証明する書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等)
- ・ あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- ・ あなたがこの申請に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

注4 登録者名簿への登録日は、申込受付日の翌日となり、登録期間は無期限です。

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付	事前登録	本人等の確認書類		備 考
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()	
登録期間	年 月 日 から			

(裏)

本人通知制度について

- 1 この制度は、登録をした者（以下「登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）全部・一部事項証明書（謄抄本）、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（本人等^(注)の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

(注) 本人等・・・(住民票関係) 本人又は本人と同一の世帯に属する者
(戸籍関係) 本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。
- 3 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。
 - ・ 住民票の写し等の交付年月日
 - ・ 交付した住民票の写し等の種別及び通数（又は件数）
 - ・ 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別（本人等の代理人、本人等以外の者）
- 4 登録を希望する者は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。
- 5 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - ・ 登録を希望する者が疾病等により直接申請をすることができない場合
 - ・ 他の市区町村に居住している場合
- 6 登録を廃止しようとする場合、転出又は転居等により、登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
手続をされていない場合、登録を廃止する場合があります。
- 7 なお、登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。